

(お知らせ)

平成27年7月21日
保健福祉局
(担当 保健福祉総務課 222-3366)

いわゆるごみ屋敷対策における対象者への勧告の実施について

右京区内において、いわゆるごみ屋敷を生じさせていた対象者に対し、平成27年7月1日付けで、平成27年7月14日を期限とする文書指導を行っていましたが、依然、通行上の支障等が解消されないことから、有識者の意見を踏まえ、本日、勧告を行いましたので、お知らせいたします。

今後、対象者が勧告に従わない場合は、条例に基づき、命令、更には行政代執行を検討しますが、引き続き、「人への支援」の観点で接触を図り、粘り強く支援を続けてまいります。

1 勧告

(1) 対象者

50歳代の男性

(2) 場所

右京区内

(3) 概況 (別紙1参照)

ア 通路幅約130cmの私道に高さ約200cm、南北約440cm、東西約90cmにわたって物を堆積させており、日常の通行に支障が生じているだけでなく、車いすを利用している近隣住民が車いすから降り、介助者の補助を受けなければ通行できないことに加え、避難の支障となり災害時に大きな被害が予想される状態となっている。

イ 老朽化したベランダに物を堆積させており、崩落した場合、近隣住民の通行に危険を生じさせる可能性がある状態となっている。

(4) 対象者への対応の経過

条例施行前の平成21年12月に相談を受理して以降、区役所、消防署、土木事務所等が連携し、市道及び私道上にある物の撤去について指導を行ってきたが、これに応じなかったため、撤去の予告を行ったうえで、平成24年6月に、道路法に基づき市道上に置かれた物の撤去を行った。しかし、私道上については権限がないことから撤去に至らなかった。

条例施行後も、区役所と保健福祉局等が連携し、支援と指導のため52回訪問を行い、うち18回は接触が図れた。(平成27年7月17日現在)

接触の際は、清掃・防火の指導に加え、清掃への協力や健康相談、各種福祉制度の情報提供を行う等の支援に努めてきた。

これまでの指導に対しては、片付ける意思を示し、自ら一定の片付けを行うことも

ある一方で、再び物を持ち込むこともあり、一進一退の状態が続き、依然、車いすの利用等の通行上の支障は解消していない。

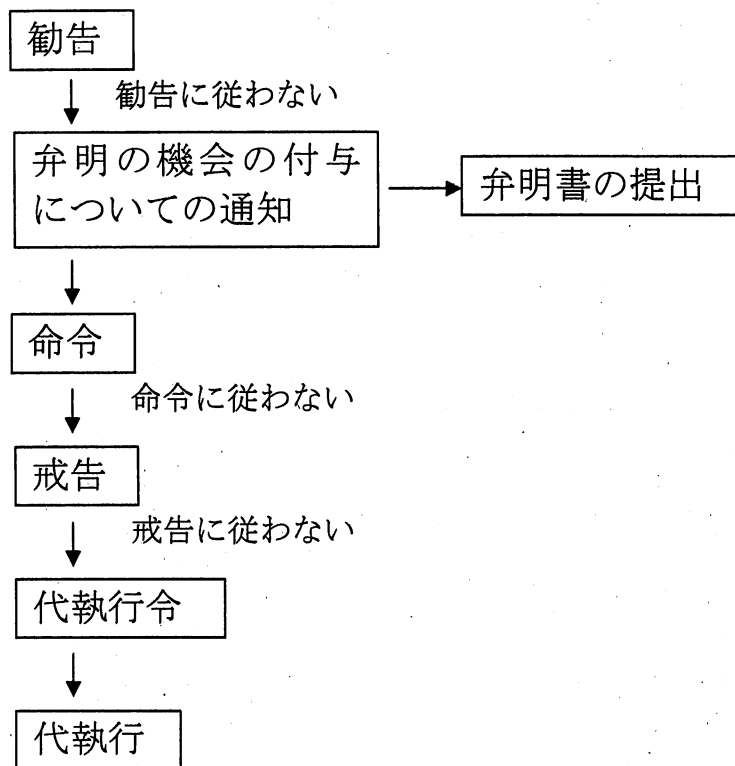
このため、平成27年7月1日付けで、同月14日までに不良な生活環境を解消するよう文書により指導を行ったが、現在に至るまで、不良な生活環境は解消していない。

(5) 勧告（別紙2参照）

通路上及びベランダに堆積させている物を、8月3日までの2週間で撤去するよう本日付けで勧告した。

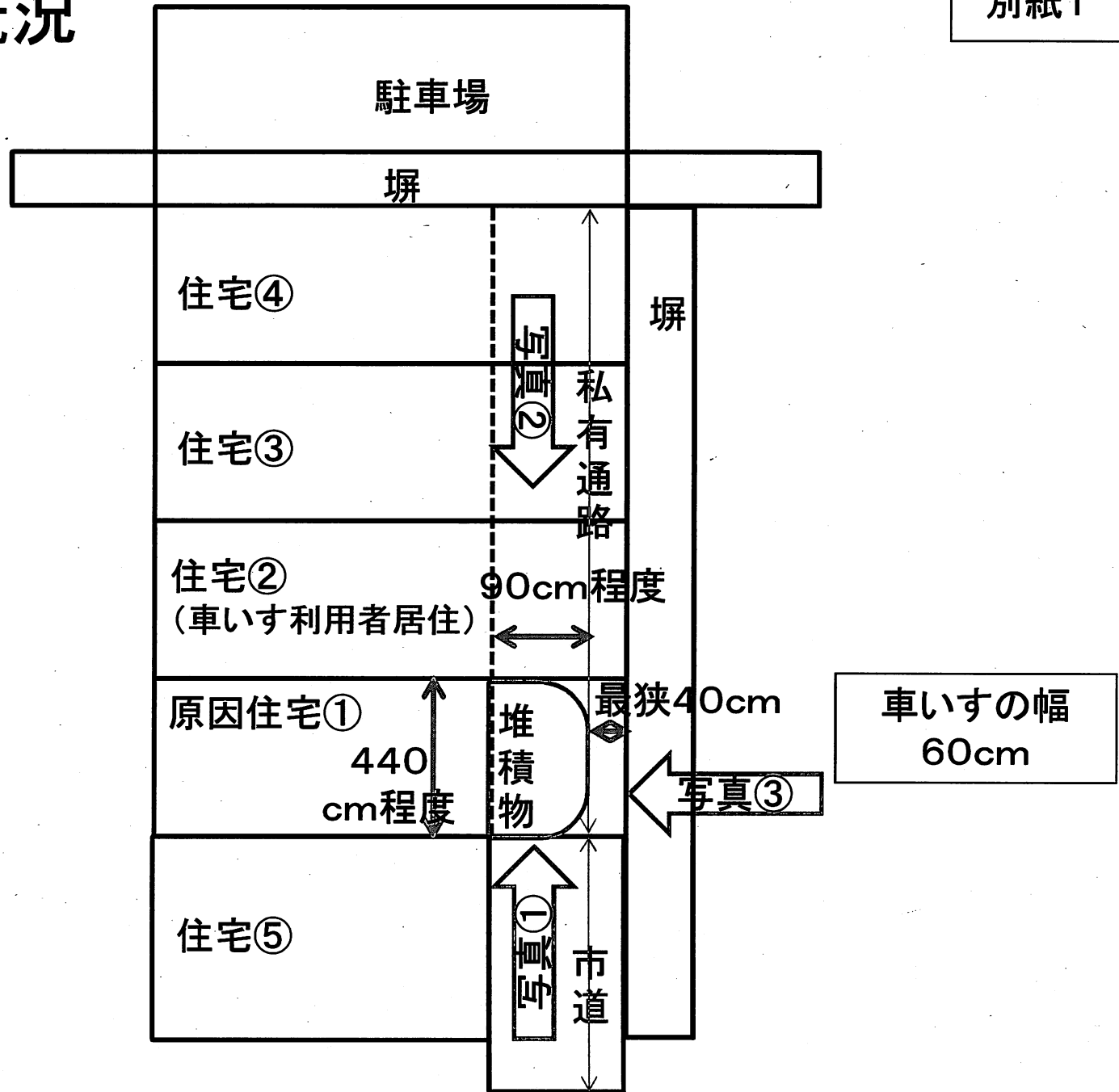
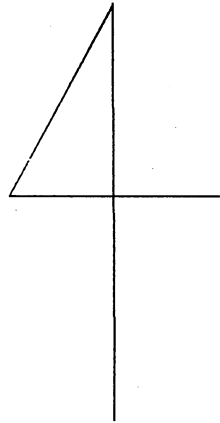
2 解決が図れない場合の対応

勧告によって解決が図れない場合は、有識者からの意見を聴取しながら、条例に基づき、次のとおり命令、更には行政代執行を検討していくが、引き続き、解決が図れるよう粘り強く支援を行っていく。

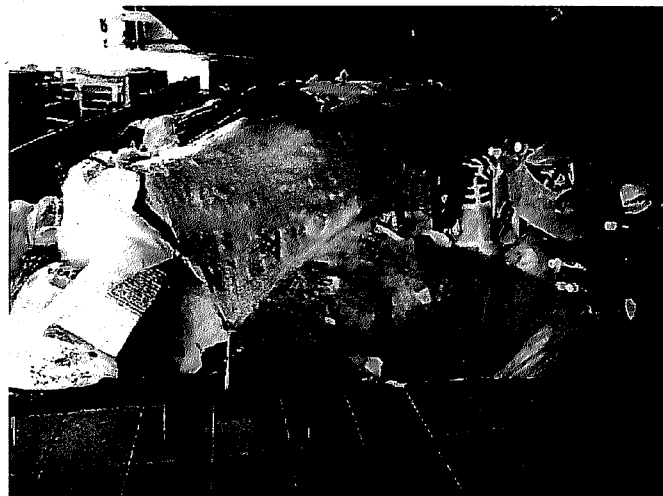


敷地概況

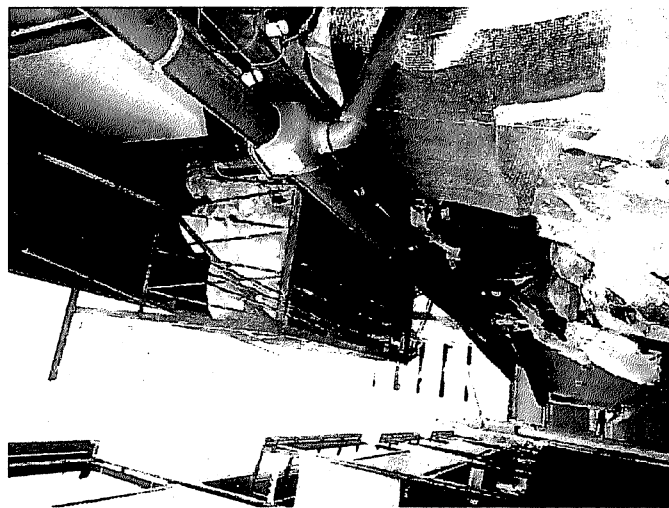
別紙1



写真①



写真②



写真③



京都市達保福総第2号

勸告書

平成27年7月21日

京都市右京区
様

京都市中京区寺町通御池上る
上本能寺前町488番地

京都市長 門川 大作

担当 保健福祉局保健福祉部
保健福祉総務課



あなたは、下記1の物により、京都市不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する条例（以下「条例」という。）第2条第2号に定める不良な生活環境を生じさせています。

そのため、平成27年7月1日付け京都市達保福第1号により、同月14日までに不良な生活環境を解消するよう文書により指導を行うとともに、条例第11条第3項の規定による事前説明を行いました。現在に至るまで、不良な生活環境は解消していません。

よって、下記2(1)のとおり、不良な生活環境を解消するよう条例第11条第2項の規定により勧告します。

なお、この勧告に従わない場合には、条例第12条第1項の規定による命令を行います。

記

1 不良な生活環境を生じさせている物

京都市右京区に所在する建築物（以下「本件建築物」という。）の東側に面する通路（以下「本件通路」という。）及び本件通路の上部に位置するベランダ（以下「本件ベランダ」という。）に堆積している物（以下「対象物」という。）

2 勧告

(1) 内容

平成27年8月3日までに、対象物を撤去すること。

(2) 理由

ア 本件通路上に対象物を本件建築物に接して、高さ約200cm、南北約440cm、東西約90cmにわたって堆積しており、本件建築物の北側に位置する3軒の居住者（以下「居住者」という。）の通行に支障を生じさせている。また、災害時には、居住者の避難に支障を生じさせる蓋然性が高い。

イ 本件ベランダに対象物を堆積しており、本件ベランダが老朽化しているため、居住者の通行に危険を生じさせる可能性がある。

3 その他

これまでから説明してきましたとおり、対象物を廃棄物として撤去する場合、あなたからの申し出があれば、撤去作業にご協力いたします。ご相談等がございましたら、ご来庁又はご連絡をお願いします。

住所 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

所属 保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課

電話 (075) 222-3366